

横浜市公告第 482 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東戸塚西口プラザ

戸塚区川上町 87 番地の 8 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 339 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 200 台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 （年間 60 日は午前 9 時） 閉店時刻 午後 10 時 ほか	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	24 時間ほか	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
荷さばき施設にお	24 時間	午前 6 時から午後 11

いて荷さばきを行 うことができる時 間帯		時まで
----------------------------	--	-----

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和 6 年 3 月 26 日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 7 月 25 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課